

今号では、昨年 11月26日（月）環境省の主催で開催された『栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議』の内容等について、お知らせいたします。

会議開催までの経過

一昨年の7月10日 環境省は、

保管農家を抱える関係6市町（日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町、那珂川町）による会議を行いました。同省は、保管農家の負担軽減策として、市町ごとの暫定集約保管を提案しましたが、一部から異論が出て合意には至りませんでした。その後、各市町が暫定集約保管を容認する意向を示したところから、同省と県が年内の開催を目指して調整してまいりました。このようなことから、今回の会議は、約1年4ヶ月ぶりの開催で、第2回目でありました。

なお、本町においても、保管農家を抱えておりますが、一時保管場所が公共用地で、かつ、1ヶ所に一時保管されていることから、この会議の出席対象から外れており、前回は今回も会議には出席しておりません。

市町ごとの一時保管農家の状況

・ 那須塩原市	53戸
・ 那須町	53戸
・ 大田原市	9戸
・ 矢板市	6戸
・ 日光市	1戸
・ 那珂川町	1戸
4市2町の6市町農家戸数	123戸

（裏面 参照）

秋元副大臣の挨拶主旨

指定廃棄物は、国がしっかりと責任を持って処理する。最終処分場を整備する方針には、いささかも変わっておりません。残念ながら、候補地として詳細調査をお願いしている塩谷町の皆様には、なかなか現状ご理解が得られない状況ではありますけれども、引き続き粘り強く調査実施に向けて対話をして、求めてまいります。指定廃棄物の処理は、地元のご理解、ご協力が必要で、環境省としては県及び市町のご意向を十分に尊重しながら、前に取り組んでいきたいので、忌憚のない意見を賜りますようお願いいたします。

（議事録より抜粋）

環境省が示した保管農家の負担軽減策案とは…

前回同様の市町ごとの暫定集約保管案を再び提案

◆国が最終処分場を県内1ヶ所に整備する方針は堅持。最終的には、国で責任を持って処理する。しかし、同施設の整備に相応の期間を要すると見込まれるため、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、中間処理による減容化や集約化等を行うことで、保管者の負担軽減を図る。

◆保管農家がある市町単位（又は広域処理組合単位）で、地元意向を踏まえ、1ヶ所または数ヶ所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を（必要に応じて）減容化した上で、集約する。

◆集約のあり方、暫定保管場所、減容化や保管の方法については市町の意向や提案に基づき、環境省、市町と協議する。

◆減容化の方法については、焼却が望ましいが、市町の意向等で乾燥圧縮等の方法も採り得る。

◆暫定保管場所については、必要があれば、安全性が確保される保管強化措置を講じる。

◆減容化や集約化に要する経費は、全額国費を充てる。

◆これらは、あくまで暫定的な保管であり、将来的には、国が県内1ヶ所に整備する最終処分場へ搬出する。

会議結果及び今後の方針は…

会議では、関係する6市町ごとに暫定集約保管することで了承がなされ合意された。今後は、各市町が集約に向けての検討をするため、希望に応じて放射能濃度の再測定を行うことや、暫定集約の具体的な場所、減容化の方法などを各市町と協議をする。

各市町において、何らかの暫定保管集約の動きがあります。

（栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議の資料及び議事録等は、こちらから確認できます。）

http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_other/tochigi/confarence_tochigi_181126.html

（環境省ホームページ内）

（裏面）

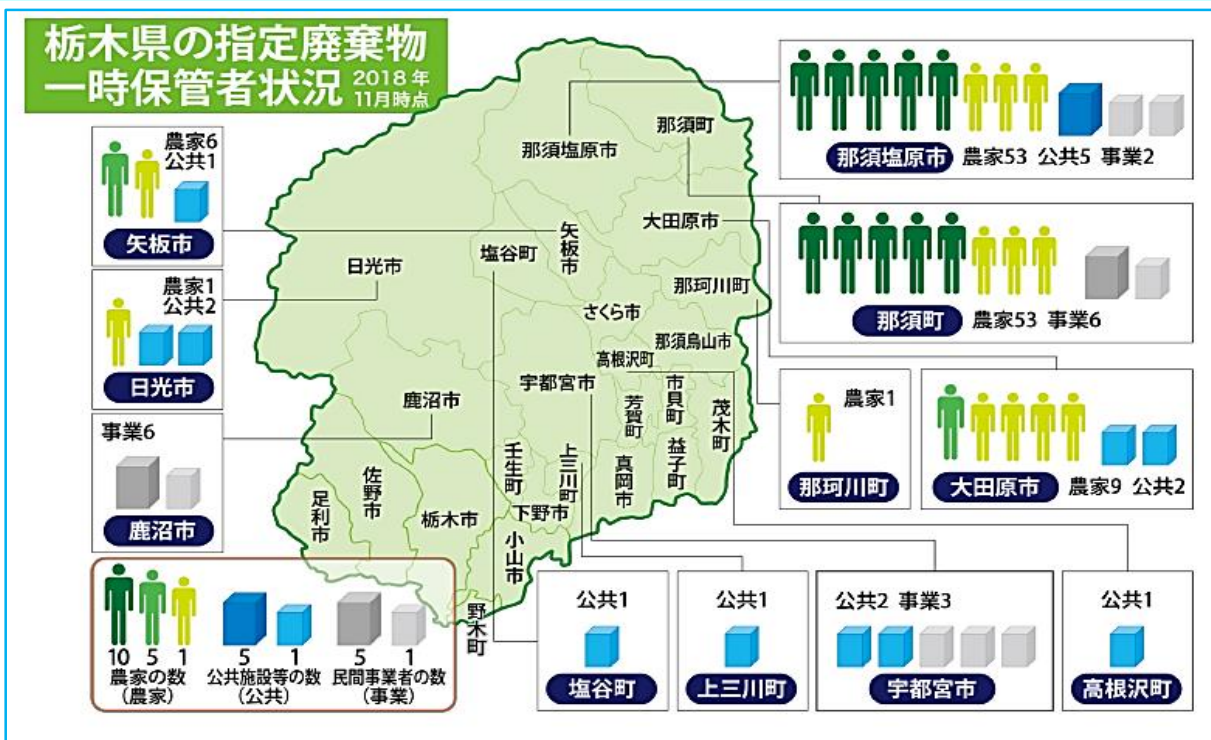
・ 栃木県の指定廃棄物一時保管者状況（2018年11月時点）

・ 栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について（案）

指定廃棄物処分場対策班だより

裏面

第29号
平成31年1月10日発行



栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について（案）

平成30年11月
環境省

- 国が長期管理施設を県内1ヶ所に整備する方針は堅持。指定廃棄物は、最終的には国で責任をもって処理する。
- しかし、同施設の整備に相当の期間を要すると見込まれるため、それまでの間は各市町での保管をお願いすることになるが、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、可能な限り速やかに、中間処理による減容化や集約化等を行うこと等により、保管の負担の軽減を図る。
- 具体的には、保管農家がある市町単位（又は広域処理組合単位）で、地元のご意向を踏まえ1ヶ所又は数ヶ所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を（必要に応じ減容化した上で、）集約する。

- ・集約のあり方、暫定保管の場所、減容化の方法、保管の方法等については、市町のご意向、ご提案に基づき、環境省・県・市町とで協議し、連携して対応する。
- ・減容化の方法としては焼却が望ましいが、市町のご意向により、乾燥圧縮等の方法も採り得る。
- ・集約先の暫定保管場所においては、市町のご意向を踏まえ必要があれば、現在の一時保管場所以上の安全性が確保される保管強化措置を講じる。
- ・指定廃棄物に係る国の責任を十分に果たすべく、減容化・集約化に要する経費は全額国費をあてるほか、安全性に係る技術的説明を行う。
- ・集約に向けた検討を行うために、市町のご意向を踏まえ、放射能濃度の再測定を実施する。
- ・これらはあくまで暫定的な保管であり、将来的には、国が県内1ヶ所に整備する長期管理施設へ搬出する。

※ 市町のご意向により、指定廃棄物とともに基準値（8千Bq/kg）以下の廃棄物や除染廃棄物を一緒に減容化・集約化する場合でも、国費で支援する仕組みを検討する。

※ 個人保管以外の指定廃棄物についても、長期管理施設へ搬出するまでの間、国の責任で一時保管場所の維持管理に万全を期す。